

名寄警察署からのお知らせ（3月）

1 令和6年度（第1回）北海道警察官採用試験に向けた採用募集活動の推進 北海道警察官募集中「知らなかったやりがいがあった。」

(1) 試験概要

○採用予定人数

250名程度	男性A区分	140名程度、男性B区分	40名程度
	女性A区分	50名程度、女性B区分	20名程度

○受験資格

【学歴】

A区分～学校教育法による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者
（令和7年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

※高度専門士の称号を取得又は令和7年3月末日までに取得見込みの者を含む。

B区分～A区分以外の者（学校教育法による高等学校在学中の者を除く。）

【年齢】

平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
（令和7年4月1日現在で18歳以上33歳未満）

(2) アピールポイント

ア 「知らなかったやりがいがあります」

警察官の仕事は交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締、災害救助等多岐に渡ります。特技や資格がある方はもちろん、どんな方でも自身の個性をいかすことができます。今まで知らなかったやりがいに出会ってみませんか。

イ 「仕事も私生活も充実させたい、その思いをかなえます」

北海道警察は仕事のやりがいはもちろん、私生活の充実も大切にする組織です。休暇や給料、育児や介護との両立等、私生活も充実させたい方にとって魅力あふれる組織です。

ウ 「まずは北海道警察について知ろう」

北海道警察では、WEBや対面型など、各種説明会やイベントを開催しています。まずは説明会やイベントに参加して、リアルな道警を知ることから始めましょう。説明会の案内は、北海道警察ホームページや採用センターのSNSを御覧ください。

2 進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化 さしのべる 手のぬくもりを どの子にも

【少年向け】

○万引きは犯罪！

- ・万引きをするほか、万引きの見張りや命令も犯罪になります。
- ・盗んだ物を買うことや、もらうことも犯罪になります。

○お酒やたばこは20歳になってから

- ・20歳未満の飲酒や喫煙は、心身への悪影響が大きいので禁止されています。

- ・お酒やたばこは非行の入り口とも言われています。
- ・お酒やたばこを勧められてもきっぱりと断りましょう。

○大麻は脳に影響を与える違法な薬物です！

- ・「身体に害がない」などの間違った情報に流されず、正しい知識を持ちましょう。
- ・大麻の使用を誘われたら、きっぱり断ることが大切です。
- ・断りづらいときは、その場から離れましょう。

○犯罪実行者募集情報に応募しない！

- ・SNSで募集されている「闇バイト」は犯罪です。
- ・楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。
- ・闇バイトに応募してしまうと犯罪組織の手先として利用され、犯罪者となってしまいます。
- ・闇バイトから抜け出せない、脅されている、申し込んでしまった。そんなときはすぐに警察に相談を！
- ・「受け子」「出し子」は犯罪です。
- ・現金や書類を受け取ったり、ATMから現金を引き出したりするバイトは、特殊詐欺の可能性があります。

○インターネットの世界は危険がいっぱい！

- ・SNSの利用をきっかけとした犯罪被害が増えています。
- ・インターネットは、相手の名前や顔が分からない分、恐ろしい犯罪や罠が潜んでいます。
- ・インターネットで知り合った人が、「会いたい」「写真を送ってほしい」と言ってきた時は、すぐに家族に相談しましょう。
- ・インターネットを安心・安全に使うためにフィルタリングを使いましょう。
- ・SNS等へ書き込んだり写真を掲載する際には、掲載してよいか立ち止まって考えましょう。
- ・自分自身を守るための3つの約束
 - 1 出会いを求める内容を書き込まない！
 - 2 個人情報や写真は掲載しない！
 - 3 ネット上で知り合った相手とは会わない！

【保護者向け】

○非行防止は家庭から！

- ・家庭は最も身近な社会です。
社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。
- ・子供たちが狙われています。
SNS上の犯罪実行者募集情報に応募した子供が、犯罪組織に利用され、特殊詐欺や強盗などの犯罪に加担させられています。
急に金遣いが荒くなった、最近付き合う友人が変わったなど子供の様子がおかしいと感じたら警察に相談してください。
- ・インターネットの利用に起因して、犯罪被害に遭う事例が後を絶ちません。
家庭のルールづくりや情報モラルについて家族で話し合ひましょう。
- ・大麻の乱用で検挙される少年が増えています。
大麻に「害はない」「依存性はない」という情報は間違いです。

大麻は違法で有害な薬物であることを教えてあげましょう。

○こんな兆候は要注意です。気になることは警察に相談を！

・行き先を言わず外出したり、帰宅時間が遅くなったり、夜遊びや外泊が多くなった。

・親に隠れて長時間携帯電話を利用したり、知らない人と連絡をとりあっている。

○フィルタリングで有害サイトをブロック！

・フィルタリングは、年齢に応じてサイトやアプリの許可・制限などができます。

・子供が使用するスマートフォンを購入する際は、販売店でフィルタリングを設定してもらいましょう。

3 融雪期の事故防止

日々の雪かき 安全第一

○ 適切な時期の冰雪下ろし

屋根からの冰雪落下による事故の発生が予想されます。

冰雪が屋根からせり出している軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。

道路に面している建物を管理している方は、適切な時期の冰雪下ろしと、冰雪が落下する危険がある場所については、看板やロープ等により、歩行者に注意を促しましょう。

○ 複数による安全を確保した冰雪下ろし

屋根の冰雪下ろし中に、はしごや屋根から転落する事故の発生も予想されます。

作業するときは、補助者を置くなど複数で行うとともに、命綱や安全帯を装着するなど万全の措置を講じ、自身の安全を確保しましょう。

○ 除雪機による作業中の安全確保

除雪機による除雪作業中に、衣類を巻き込まれたり、下敷きになるなどの事故の発生も予想されます。

除雪作業時は、作業に適した服を着用し、エンジンを掛けたまま雪詰まりを取り除くなどの作業は絶対にやめましょう。

4 サイバーセキュリティに関する普及啓発強化

#サイバーセキュリティは全員参加

政府では、毎年2月1日から3月18日までの間を「サイバーセキュリティ月間」としており、道警察においても、同期間中、サイバーセキュリティに関する広報啓発活動を集中的に推進しています。

近年、インターネット空間は、経済社会の必要不可欠な基盤となり、人々の生活に様々な恩恵をもたらしている一方で、ネットバンキングに係る不正送金事案や、偽サイトに係るフィッシング詐欺事案、ランサムウェア等の不正プログラム事案等、国民生活を脅かすサイバー犯罪の危険性が社会全体で大きく取り上げられています。

サイバー犯罪の被害に遭わないようにするため、次の対策を実施しましょう。

○ IDやパスワードは、自分自身でしっかり管理する

- パソコンやスマートフォンには、ウイルス対策ソフトをインストールする
 - パソコンの基本ソフト（OS）やウイルス対策ソフトは常に最新の状態にしておく
 - 身に覚えのないメール等の添付ファイルやURLは開かない
 - 不必要なアプリや信頼のおけないサイトからソフトウェアをダウンロードしない
 - 定期的にバックアップデータを保存する
 - オンラインショップでの買い物では、そのサイトが本物かどうかよく確認する
- サイバーセキュリティは、一つの対策を講ずれば大丈夫という訳ではありません。複数の対策を併用し、また、危機意識を持って、インターネットを安全に利用しましょう。